

議案第152号

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

令和2年11月26日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3

年4月1日から施行する。